

# 青森県報

号外第九十九号

平成二十三年  
十二月二十八日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則………(青い森鉄道 対策室) ……一

## 規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表第一第一号のイの(1)」を「別表第一第一号のイ」に改め、同条第二項中「別表第一第一号のイの(2)」を「別表第一第一号のロ」に改め、同条第三項中「別表第一第一号のイの(3)」を「別表第一第一号のハ」に改め、同条第四項中「別表第一第一号のイの(4)」を「別表第一第一号のニ」に改める。

附則第四項中「金額は、」の下に「条例別表第一第一号の規定による使用料の額から当該年度における国有資産等所在市町村交付金に相当する額に基づき算定する経費がないものとして同号の規定により算定した額を控除して得た額に相当する額並びに」

を、「相当する額」の下に「の合計額」を加える。

別表第一第一号の表中「並みくから木交換」を「並枕木交換」に、「分岐まくら木交換」を「分岐枕木交換」に、「橋まくら木交換」を「橋枕木交換」に、「PCまくら木交換」を「PC枕木交換」に、「雪崩止めさく等修繕」を「雪崩止め柵等修繕」に改める。

別表第一第二号の表以外の部分中「減価償却費」の下に「、国有資産等所在市町村交付金及び資金調達コスト(資産の帳簿価額に金利等を勘案して知事が定める率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)」を加え、同号の表中「まくら木」を「枕木」に改め、「減価償却費」の下に「、国有資産等所在市町村交付金及び資金調達コスト」を加え、「雪崩止めさく等」を「雪崩止め柵等」に改め、同表に次のように加える。

土地	鉄道施設用地(特定の者が使用するものを除く。)	当該年度における減価償却費、国有資産等所在市町村交付金及び資金調達コストに相当する額
----	-------------------------	--

別表第一に次の一号を加える。

三 特定第一種鉄道事業者(平成十四年十二月一日前に条例第一条第一項に規定する路線について鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第二項に規定する第一種鉄道事業の同法第三条第一項の許可を受けていた者をいう。以下同じ。)から譲渡を受けた資産に係る当該年度における減価償却費、国有資産等所在市町村交付金及び資金調達コストに相当する額に基づき算定する経費(前号の経費に該当するものを除く。)

区分	資 産 種 別	金 額
保線 関係	並枕木 分岐枕木 橋枕木	当該資産種別ごとの当該年度における減価償却費、国有資産等所在市町村交付金及び資金調達コストに相当する額に百分の七十を乗じて得た額

電気 係 備 関	・ 災 害警 査 検 査 検 測 用 機 械 器 具 施 設 設 備 シ ス テ ム 資 材 管 理 シ ス テ ム	土 木 関 係 盛 土 及 び 切 取 り 法 面 土 留 壁 排 水 設 備 災 害 検 知 装 置 こ 線 橋 ト ン ネ ル 下 水 乗 降 場 設 備 鉄 道 林 土 木 構 造 物 検 査 機 器 除 雪 関 係 設 備 及 び 機 器 水 位 計 落 石 及 び 雪 崩 止 め 柵 等 設 備 建 物 （ 維 持 及 び 管 理 に 係 る も の に 限 る 。 ） 線 路 諸 標 及 び 車 止 め	踏 切 道	当 該 年 度 に お け る 減 価 却 費 、 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 資 金 調 達 コ ス ト に 相 当 す る 額 に 百 分 の 五 十 を 乗 じ て 得 た 額
			吊 架 線	除 雪 関 係 設 備 及 び 機 器 P C 枕 木
				当 該 年 度 に お け る 減 価 却 費 、 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 資 金 調 達 コ ス ト に 相 当 す る 額

保 線 関 係	区 分 資 産 種 別 並 枕 木 分 岐 枕 木 橋 枕 木	資 産 種 別	金 額	設 備 ポ イ ン ト ヒ ー タ ー 電 車 線 路 付 属 設 備 照 明 設 備 電 氣 転 て つ 機 レ ー ル ボ ン ド 信 号 保 安 設 備 踏 切 保 安 装 置 コ ン ク リ ー ト 柱 等 配 電 盤 及 び 配 電 線 路 （ 小 変 圧 器 及 び 中 変 圧 器 を 含 む 。） 信 号 保 安 装 置 踏 切 保 安 設 備 通 信 設 備 指 令 シ ス テ ム	土 地 鉄 道 施 設 用 地 （ 特 定 の 者 が 使 用 す る も の を 除 く 。）	別 表 第 二 号 の 表 中 「 並 ま く ら 木 交 換 」 を 「 分 岐 ま く ら 木 交 換 」 に 改 め る 。 別 表 第 二 号 の 表 以 外 の 部 分 中 「 減 価 却 費 」 の 下 に 「 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 資 金 調 達 コ ス ト 」 を 加 え 、 同 号 の 表 保 線 関 係 の 項 及 び 土 木 関 係 の 項 中 「 減 価 却 費 」 の 下 に 「 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 資 金 調 達 コ ス ト 」 を 加 え る 。 別 表 第 二 に 次 の 一 号 を 加 え る 。 三 特 定 	当 該 年 度 に お け る 減 価 却 費 、 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 資 金 調 達 コ ス ト に 相 当 す る 額
				並 枕 木 分 岐 枕 木 橋 枕 木	並 枕 木 分 岐 枕 木 橋 枕 木	当 該 資 産 種 別 ご と の 当 該 年 度 に お け る 減 価 却 費 、 国 有 資 産	当 該 年 度 に お け る 減 価 却 費 、 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 資 金 調 達 コ ス ト に 相 当 す る 額

<p>電気 設備 変電設備</p>	<p>土木 関係 橋りょう</p>	<p>踏切道 レール 分岐器 レール付属品 道床及び路盤 保線用機械器具 保守基地設備</p>	<p>等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額に百分 の三十を乗じて得た 額</p>	<p>等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額に百分 の五十を乗じて得た 額</p>
<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>	<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>	<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>	<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額に百分 の五十を乗じて得た 額</p>	<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>

別表第三第二号の表以外の部分中「減価償却費」の下に「、国有資産等所在市町村  
交付金及び資金調達コスト」を加え、同号の表中「減価償却費」の下に「、国有資産  
等所在市町村交付金及び資金調達コスト」を加える。

別表第三に次の一号を加える。

三 特定第一種鉄道事業者から譲渡を受けた資産に係る当該年度における減価償却

費、国有資産等所在市町村交付金及び資金調達コストに相当する額に基づき算定  
する経費（前号の経費に該当するものを除く。）

<p>電気 設備 トローリー線</p>	<p>区分 資 産 種 別</p>	<p>金 額</p>
<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>	<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>	<p>当該年度における減 価償却費、国有資産 等所在市町村交付金 及び資金調達コスト に相当する額</p>

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭